

川越市介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定について

1 回数制の導入について

(1) 訪問型サービス（独自）（A 2）

令和 6 年 10 月より、従来の月額報酬制に加えて回数制を導入します。

令和 6 年厚生労働省告示第 86 号別表単位数票の訪問型サービス費に定める単位数

標準的なサービス	287 単位
20 分～45 分の生活援助	179 単位
45 分以上の生活援助	220 単位
短時間の身体介護	163 単位

(2) 通所型サービス（独自）（A 6）

1 月当たりの回数を定める場合（月 4 回まで）	436 単位
1 月当たりの回数を定める場合（月 8 回まで）	447 単位

2 報酬の算定の仕方について

各算定方法での算定条件としては以下のとおりです。

【月額報酬制】・・・身体介護もしくは身体介護と生活援助を組み合わせたサービスを週 1 回程度、週 2 回程度、週 2 回を超える程度の区分を決め、介護予防サービス支援計画書に位置づけた場合に算定できます。

【回数制】

- ・標準的なサービス・・・身体介護もしくは身体介護と生活援助を組み合わせたサービスですが、使い方の例としては、集中的に利用する場合や、回数が週ごとに異なるなど不定期的に使う場合を想定しています。
- ・生活援助中心・・・生活援助（掃除、調理など）のみのサービス提供の場合は、提供時間ごとの単価により回数制で算定してください。月額報酬での算定はできません。
- ・短時間身体介護・・・20 分未満の身体介護サービス提供の場合、回数制で算定してください。